

小山工業高等専門学校内地研究員規則

制 定 平成17年1月1日

最終改正 平成19年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教員に対し、勤務場所をはなれてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とする。

(資格)

第2条 内地研究員になることのできる者は、本校の常勤の教授、准教授、講師、助教及び助手とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限るものとする。

(研究期間)

第3条 内地研究員の研究期間は、6ヶ月以上10ヶ月以内とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長し、または短縮することができる。

(申請)

第4条 内地研究員を希望する教員は、内地研究員調書(別記様式第1号)を作成し、学科長を経て校長に申請するものとする。

(決定)

第5条 校長は前条に規定する申請があった場合は、採択の可否を決定し、当該学科長及び教員へ結果を通知するものとする。

(研究方法)

第6条 内地研究員は、国立大学法人の設置する大学(特別の事情がある場合は、国立大学法人の設置する大学以外の大学、研究所、その他の研究機関とすることができるものとし、以下「受入機関」という。)において指導教授等の指導のもとに、当該受入機関の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

(受入機関との交渉)

第7条 校長は受入機関の長に対し、あらかじめ別記様式第2号により内地研究員の受入を依頼し、その承諾を得なければならない。

(旅費)

第8条 内地研究員に支給する旅費については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費実施細則、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費取扱規則、独立行政法人国立高等専門学校機構日額旅費支給規則の定めるところによる。

(研究費)

第9条 内地研究員の研究費として次の各号に掲げる額を受入機関に支払うものとする。ただし、受入機関に内地研究員の受入金額について別に定めがある場合は、当該金額とする。

1	教 授	月額	28,000円
2	准教授	月額	15,000円
3	講 師	月額	11,000円

4 助教及び助手 月額 7,000円

2 前項の研究費は、原則として内地研究員として派遣される教員の学内配分額(教育研究実施経費)から負担するものとする。

(研究の開始)

第10条 内地研究員は、研究開始の日までに研究場所に到着するものとし、研究開始後速やかに研究開始届(別記様式第3号)を校長に提出しなければならない。

(研究の中断)

第11条 内地研究員は、研究期間中、やむを得ない事情により研究を中断したときは、ただちにその理由を付して校長に報告しなければならない。

2 前項の場合には、中断期間中第6条に定める旅費は支給しないものとする。

(研究の中止)

第12条 校長は内地研究員の研究期間中において、研究の中止を必要と認めた場合には、研究を中止することができる。

(研究の終了)

第13条 内地研究員は研究期間が終了したときは、速やかに研究終了届(別記様式第4号)及び研究成果報告書(別記様式第5号)を校長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。